コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

euglena Co.,Ltd.

最終更新日：2015年12月21日

株式会社ユーグレナ
代表取締役　出雲　充
問合せ先：03-5800-4907
証券コード：2931
http://www.euglena.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性向上とコンプライアンス重視の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。そのため、企業価値を継続的に高めるために組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを、経営上の最も重要な課題の一つと位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
出雲 充	13,694,500	16.69
株式会社インスパイア	2,337,000	2.84
JX 日鉱日石エネルギー株式会社	1,500,000	1.82
東京センチュリーリース株式会社	1,500,000	1.82
鈴木　健吾	907,500	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	828,100	1.00
株式会社電通	788,400	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	766,500	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	765,900	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	759,700	0.92

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	9 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村　忠昭	他の会社の出身者								△			
清水　誠	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　忠昭	○	同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身者であります。 当社は同法人と監査契約を締結しております。	同氏は、公認会計士として、また会社経営者として豊富な経験を積んでおり、その経歴を通じて培われた経営・財務に関する経験・知識等を有していることから、当社のコーポレートガバナンスを強化するため、社外取締役に選任しております。 同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身者でありますが、同法人との取引は主要な取引先に該当せず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当しておりません。また、同氏は同法人を退職後7年が経過しており、出身会社の意向に影響される立場にないことから、当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
清水　誠	○	―――	同氏は、弁護士として、幅広い経験と見識等を有しているいることから、当社のコーポレートガバナンスを強化するため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、当社と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、会計監査人及び内部監査人は、原則として四半期毎に定期的な会合を設け、相互に情報交換、意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実に向けた相互連携を図っております。
また、上記以外にも、各機関は相互に会合を設け、緊密な連携関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
玉置　雄三	他の会社の出身者													
山内　政幸	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉置　雄三	○	―――	同氏は、金融機関、事業会社での幅広い経験と見識等を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
山内　政幸	○	―――	同氏は、金融機関、事業会社での幅広い経験と見識等を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び従業員を対象に、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。ストックオプションの付与数は、役職、職種、過去の業績貢献度及び将来への期待を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、会社業績、各取締役の管掌業務の成績等を勘案しつつ、取締役会から授権された代表取締役社長が適正な報酬額を決定することとしております。
また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、毎年、常勤又は非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会で協議のうえ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

監査役に対しては、以下のサポート体制を採用しております。
1. 監査役に対し、総務人事部が事前に取締役会資料を提供するほか、適時適切なサポートを行っております。
2. 監査役に対する全般的な情報伝達は、総務人事部が定期的に行っております。
3. 半期毎に監査役会と代表取締役社長との定期的な会合が開催され、職務執行状況全般について直接対話することにより確認しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役会
当社の取締役会は、取締役6名（常勤取締役４名、非常勤取締役2名）で構成しております。非常勤取締役2名は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。取締役会は原則として月１回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し迅速な対応を図っております。
2. 監査役会
当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成しております。当社の監査役 3名のうち2名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会は原則として月１ 回開催しております。各監査役は、監査計画に基づく監査手続きを実施するとともに、取締役会他重要な会議に出席し、意見具申を行い、また会計監査人や内部監査担当と連携して、経営
に対する適切な監視を実施しております。
3. 内部監査担当
内部監査規程において内部監査担当を設置し、代表取締役社長直轄の内部監査担当者（人員2名）のもと、年間計画に基づき、全部門を対象に定期的に社内全部門の業務執行の状況を合法性、合理性の観点から業務監査を実施しております。
4. 会計監査人
当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。また、平成27年9月期においては、JSOX に係る助言・指導業務についてのコンサルティングを受けました。なお、同会計監査人及び当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、独立性を有する社外監査役2名を選任することで、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、牽制及び監視機能の向上を図っております。
また、取締役会で議決権を有する社外取締役2名を選任し、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化・充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議決権を行使するにあたり、十分な検討期間を確保するために、株主総会招集通知を法廷期日（総会開催の2週間前）より早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
その他	株主総会招集通知を事前にホームページに開催しております。また、株主総会において事業説明スライドを使用して、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2 回以上の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2 回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR サイトにおいて、財務業績情報、決算短信、IR カレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」、その他の関連法規等を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示することを基本姿勢としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制
1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「人と地球を健康にする」という経営理念を共通の志として、当社の取締役は、コンプライアンス重視の経営の実践のため、法令、社内規程、社会規範等を遵守し、職務の執行を行う。
(2)当社の取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、適正な財務諸表を作成し財務報告の信頼性を高める。
(3)当社の監査役会は、内部監査担当・会計監査人と連携・協力のうえ、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運営しているかを監視し検証する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役は、職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存管理する。当社の取締役及び監査役は、必要に応じ、これらの情報を閲覧できる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制
当社の取締役会は、リスク管理を体系的に規定する危機管理規程に基づきリスク管理体制の構築・運用を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。取締役会は社内規程等に基づき、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社の使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
(2)当社の内部監査担当者は、当社の監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社管理規程に基づき、子会社ごとに担当取締役を任命し、当該担当取締役は子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当社の取締役会に報告を行う。
(2)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の監査役及び内部監査担当者は、監査役会規程及び内部監査規程に基づき、当社及び子会社の監査を行い、グループ全体としての業務の適正を図る。
(3)その他の企業集団の業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社は、法令、定款・諸規程、社会規範等の遵守、企業倫理の実践に努め、関係する諸規程を整備する。また、当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、関係会社管理部門及び内部監査担当者がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人の任命を行う。

8. 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補佐すべき使用人の任命及び人事考課については、監査役会の同意を必要とする。

9. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
(1)当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において定期的にその管掌する職務執行の状況を報告する。
(2)当社の使用人は、当社に重大な影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当社の監査役に報告を行う。
(3)当社の監査役は、必要に応じて当社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができる。

10. 子会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制
(1)子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当社の監査役に報告を行う。
(2)当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、子会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができる。

11. 第9項及び第10項の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、前項の報告を理由とした報告者に対する不利益な扱いを禁止する。

12 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役の職務の執行にかかる諸費用については、当該職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。その他当社の監査役の職務の執行のため、年間の監査計画に基づく予算を確保する。

13. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。なお、代表取締役社長と監査役との定期的会合を実施する。

14. 反社会的勢力を排除するための体制
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備
することを基本的な考え方としております。
具体的な取組みは、以下のとおりです。
1. 新規取引を開始する際は、交渉を始める時点で、取引候補先が反社会的及び(又は)反市場的勢力と関係がないことのチェックを義務付けております。また、年一回の定期チェックを義務付けております。
2. 各種契約書の雛形には、「反社会的勢力との関係がもった場合」の解除条項等を明記するとともに、他社契約書にて契約締結する際には、当該内容を盛り込むようにしております。
3. 各事業所の管理責任者が、「財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」が実施する講習会に参加し、「不当要求防止責任者」の届け出をしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

模式図

